

電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合

ヒアリングご説明資料

2019年10月8日

一般社団法人携帯端末登録修理協議会

● 設立目的

協議会は、電波法（昭和25年法律第131号）第3章の2第3節に定める登録修理業者による特別特定無線設備の修理及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第68条の3から第68条の12に定める登録修理業者による特定端末機器の修理（以下「登録修理」という。）に対する利用者の方々の信頼感を醸成し、かかる登録修理業者制度の健全な発展を促進することを目的として設立しました。当協議会には通信事業者、携帯電話端末製造業者、修理業者、関連団体の皆さんが参加いただいております、多方面から情報やご意見をいただきながら、登録修理業者制度の健全な発展を目指してまいります。

● 設立

平成27年5月12日

● 役員

理事長	望月 弘晃	株式会社ギア
副理事長	福田 隆司	KDDI株式会社
理事	黒澤 賢司	Asurion Technology Japan株式会社
理事	福本 潤一郎	西菱電機株式会社
理事	工藤 和裕	モバイルケアテクノロジーズ株式会社
理事	高橋 豊	ユウソリューションズ株式会社
監事	竹内 英俊	一般財団法人 情報通信振興会

● 会員

正会員54社（修理事業者43社、関連事業者11社）9月30日現在

● 事業案内

- (1) 登録申請手続きサポート業務
- (2) 登録修理に関する課題のとりまとめ
- (3) 登録修理業者向けの各種マニュアル、ガイドライン等の作成
- (4) 登録修理に関する情報の共有及び問題解決の支援

● 入会のメリット

- (1) 会員向け登録申請手続きサポート
平成27年4月1日に登録修理業者制度が施行されてから4年が経過し、登録修理業者が登録している修理を行う事務所（店舗）数は880以上となり、今後益々「登録修理業者制度」の認知度が上がっていくことと思います。
平成28年12月より協議会が会員から受託している修理の確認のための特性試験及び試験の実施に加えて、平成30年4月より、会員が新規に登録申請を行う場合及び既に登録修理業者となった会員が登録対象機種を追加するために変更登録申請を行う場合に、これまで会員自身で作成していた登録申請に係る書類一式の作成を協議会が受託しています。
- (2) 修理業者の様々な課題の解決に向けて
登録修理業者制度上の様々な課題について、連絡会やWGを設置し、会員の皆様にも参加いただき、課題への対処や各種ガイドラインの作成を行っています。
- (3) 会員の啓発活動
登録修理業者制度に関連する様々なテーマで、セミナーや勉強会を開催。

登録修理業者制度の検討の背景

- 修理再生された携帯電話端末が市場に流通することで、再生品による資源の節約等が図られ、環境問題に貢献するほか、安価な携帯電話端末が消費者に提供される可能性がある。
- 製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理再生した携帯電話端末の取扱いが必ずしも明確ではなかった。
- 技術基準適合性の有効性を担保しつつ、第三者による独自の修理再生を可能にする方策や修理できる範囲等を明確化することが望ましい。

平成25年3月に「携帯電話端末修理事業連絡会」が立ち上げられ、通信事業者、製造業者、関連団体、修理業者等で対策の検討を開始

登録修理業者制度

修理の方法が適正で、修理された携帯電話端末の**修理箇所や修理方法等が総務省の定める基準に適合している**場合、総務大臣の登録を受けることを可能とする**登録修理業者制度**が平成27年4月1日からスタート。

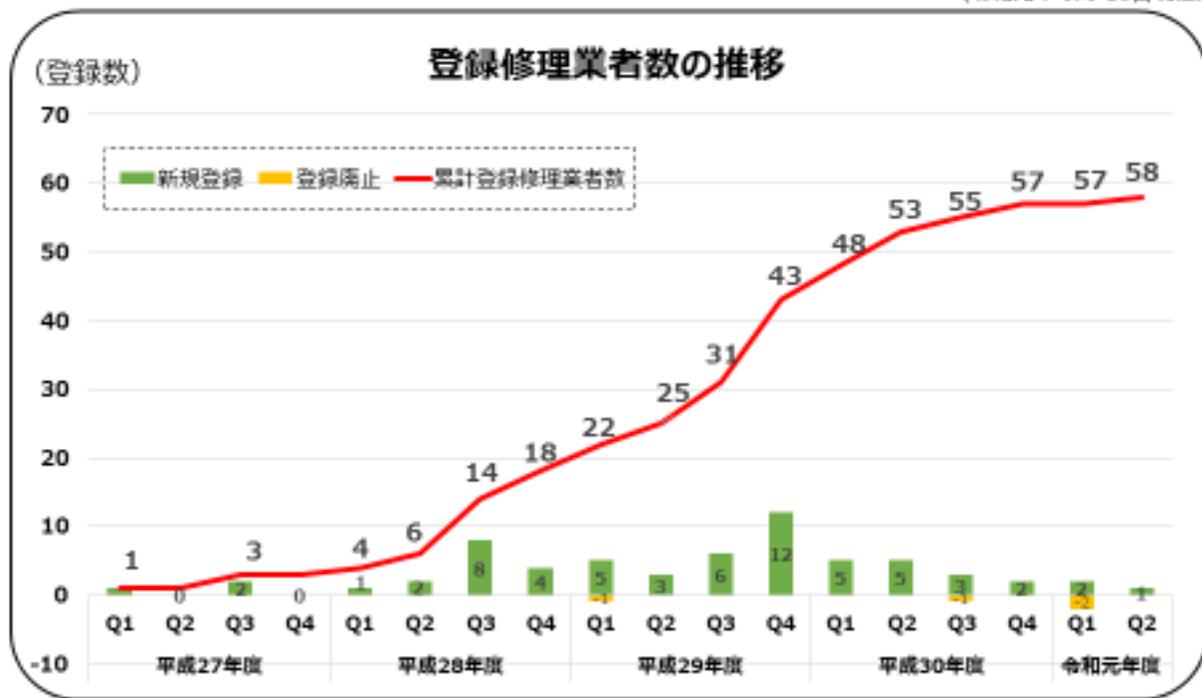
登録修理業者に求められる事項

- 修理の方法
 - ✓ 他の無線局の運用を著しく妨害するような混信、その他妨害を与えるおそれが少ないこと
- 修理の確認の方法
 - ✓ 修理された携帯電話端末が法令で定める技術基準に適合していることが確認できるものであること
- 修理の箇所
 - ✓ 表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池等の箇所であること
 - ✓ 同等の部品を用いる修理により、技術基準に適合しない電波を放射されないものであること
 - ✓ 電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所であること、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれが少ないこと
- 製造業者との間で契約等がある場合には
 - ✓ 工事設計および修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること

(参考) 登録修理業者数及び修理を行う事務所数の推移

登録修理業者数は平成28年度後半から増加傾向にあります

(令和元年 9月 10日現在)

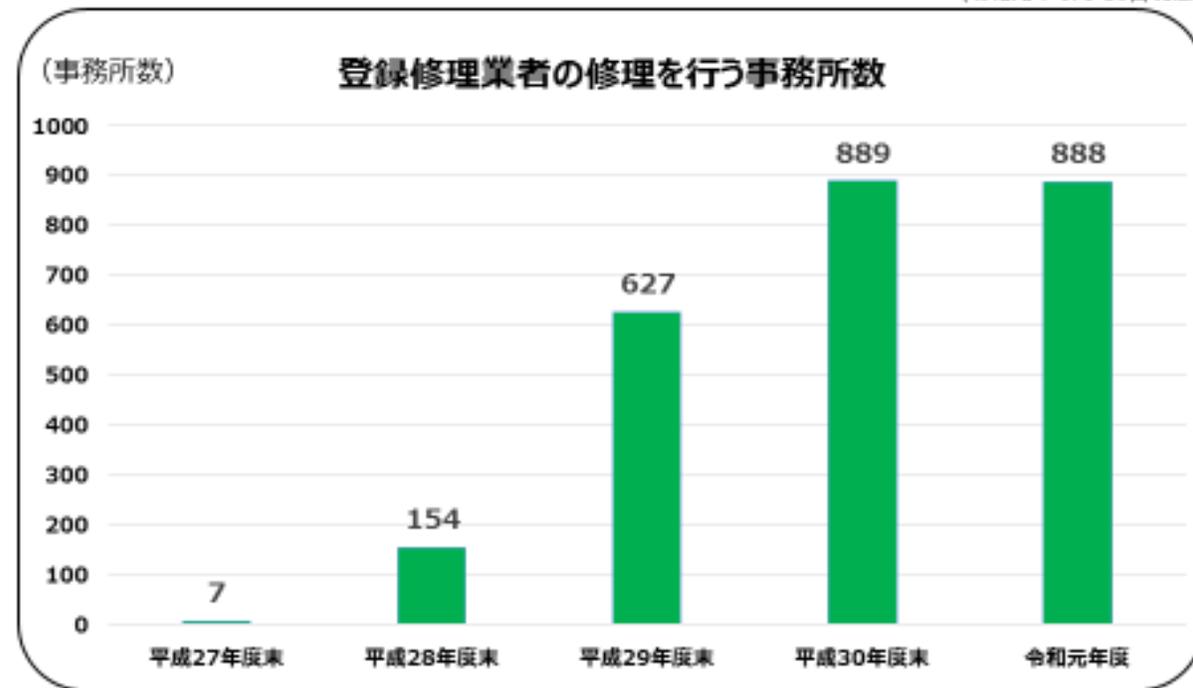


出所) 総務省 電波利用ホームページ 登録修理業者の登録情報の公開

MRR Internal Use Only 協議会外秘

FC修理事業者による登録の増加に伴い、登録修理業者の修理を行う事務所数の増加が期待できます

(令和元年 9月 10日現在)



出所) 総務省 電波利用ホームページ 登録修理業者の登録情報の公開

MRR Internal Use Only 協議会外秘

消費者が感じる第三者修理への不安

- 立地や店舗の雰囲気が入りにくい。
- 短時間でメーカーより安価に修理ができたが、新しく替えたはずの電池の持ちが悪い。
- 一度第三者で修理するとメーカーの保証が効かなくなる。
- 電波法に違反していないことは修理業者として当然。
- 個人情報の取扱いが大事、目の前で修理してくれないので不安。
- 技術力が大事。技術認定があった上で、修理後の保証があると更に信頼できる、品質と価格のバランスが大事。



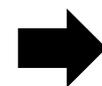
登録修理業者の役割

消費者への安心の提供

- 消費者が不利益を受けるおそれのある事項を事前に説明し、同意を取得。
- 修理店舗では、登録した修理方法書にしたがって修理を実施。
- 修理実施日、修理内容および修理の確認の記録を保存し、トレーサビリティを担保。
- 自社が修理を行なったことを表示。
- 一定期間の修理保証を実施。

消費者の安全の確保

修理を行った携帯電話端末が法令で定める技術基準を満たしていることを確認。

 **技術基準への適合性が失効した場合には、利用者の安全性が確保できないおそれ。**



技適未取得の海外中古端末の流通について

中古端末の流通にあたっては、中古端末の販売事業者団体であるリユースモバイルジャパン(RMJ)とも連携し、リユースモバイルガイドラインを策定する等、中古端末の売買に係る消費者の安心・安全を確保するための取組みを実施。その中で、**技術基準への適合性は、消費者の安心・安全を確保するための中心**となるもの。

- ➡ 技適未取得品については、ガイドラインにおいても除外。
技適未取得の端末については、個別に技適を取得するか、メーカーから仕様等の公開がされない限り、日本の技術基準に適合しているかどうか、確認は困難。
技術基準適合性が不明確な状況で販売や流通を行うことは、中古端末市場の健全な育成に悪影響を及ぼす可能性。

リユースモバイルガイドライン リユースモバイル・ジャパン (RMJ) とMRR有志会員で作成

- 電波法および電気通信事業法に定める「技適マーク」（技術基準適合証明および技術基準適合認定）の表示のないモバイル端末を国内で使用してはならないので、モバイル端末の買取り、販売する場合は、「技適マーク」の有無を確認することが求められる。
- 買取ったモバイル端末を修理して販売する際には、登録修理業者として電波法および電気通信事業法に定められた登録を受けるか、登録修理業者に委託しなければならない。

登録修理業者は、登録申請時に以下内容を明記して登録申請を行っている。海外モデル等の技術基準に適合していない携帯電話端末の修理を依頼されても、登録修理を行うことは困難。

- 修理する機種（技術基準適合証明番号および型式名）
- 修理の箇所
- 修理後の特性試験の実施方法